

確定申告の間違いに気づいた場合は

確定申告期限後に間違いがあることに気づいた場合は、以下の手続きが必要となります。

1 税額を多く（または還付される税額を少なく）申告していた

税務署に間違いについて証明できる書類とあわせて「更正の請求書」を提出します。

更正の請求については、各年の法定申告期限から5年以内に行います。

過去の確定申告でも同様の誤りがあれば手続きができます。

2 税額を少なく（または還付される税額を多く）申告していた

税務署に「修正申告書（自主修正）」を提出し、新たに納付することとなる税額を納付します。納付する税額によって延滞税も追加されます。

確定申告での間違いとは

確定申告を行う際に次の事項は間違いやすいので再確認をお願いします。

- 1 海外で得た収入の申告漏れ
- 2 副業による収入の申告漏れ
- 3 一時所得があった場合の申告漏れ
- 4 医療費控除対象外の申告
- 5 配偶者控除及び配偶者特別控除、扶養控除の適用誤り
- 6 予定納税額、中間納付税額の申告漏れ



※ 申告の誤りや不明な点等ございましたら、税務署又は事務局までご相談ください。